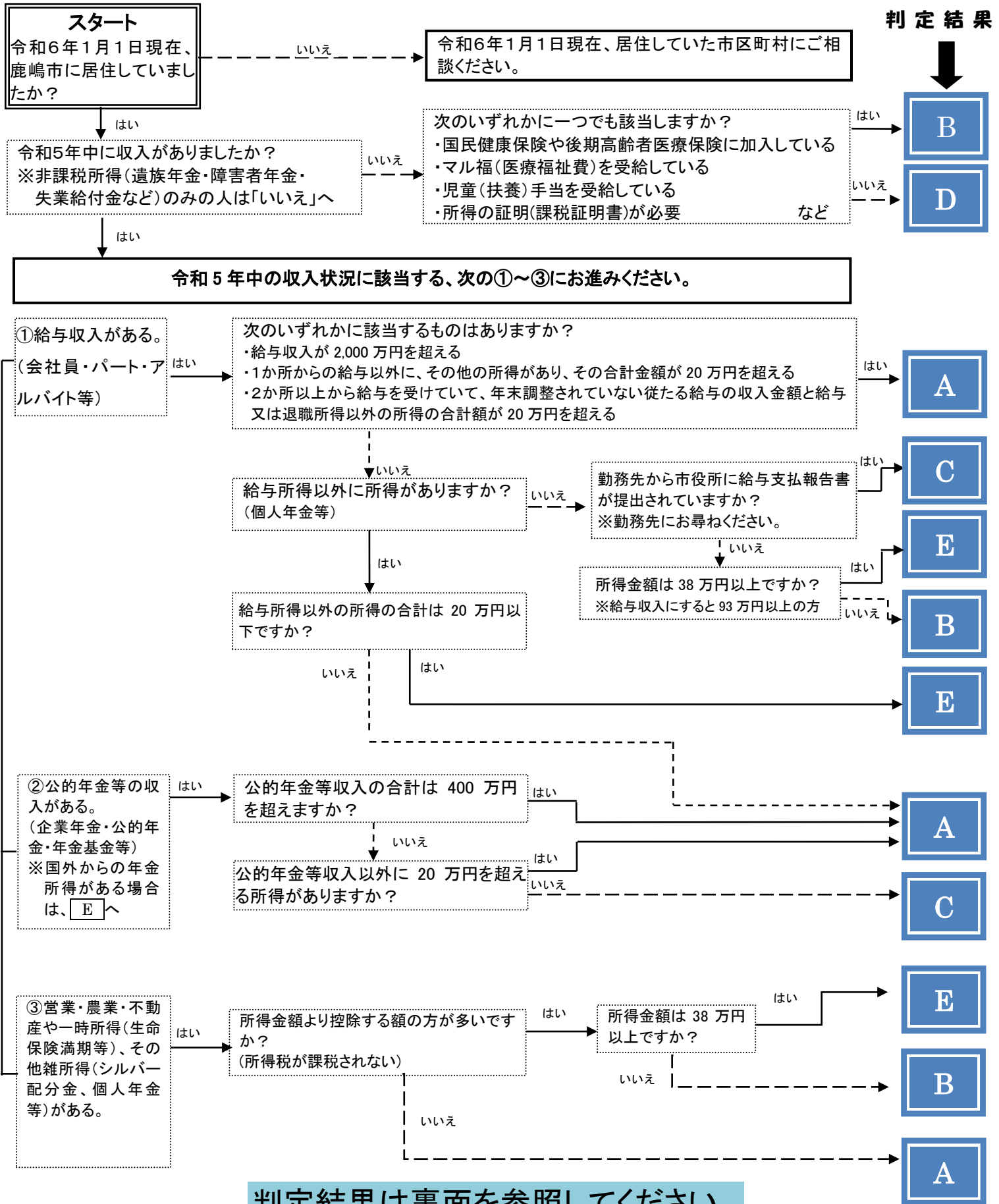


<確定申告または住民税申告の要否判定フローチャート>

このフローチャートは一般的な例です。該当しない場合もあります。



判定結果は裏面を参照してください。

判定結果 A

所得税・復興特別所得税の確定申告が必要です。下記のいずれかの方法で確定申告を行ってください。

1. 潮来税務署で確定申告をする。

日時：令和6年2月16日(金)～令和6年3月15日(金)まで(※土日祝を除く)

※還付申告をする方については、1月より申告書の收受を行っています。

時間：午前8時30分～(相談は午前9時～午後4時まで)

電話：0299 - 66 - 6931

2. 鹿嶋市役所で確定申告をする。※一部受付できない申告もあります。

会場や日程については、「確定申告・住民税申告に関するお知らせ」をご確認ください。

3. その他の方法で確定申告をする。

- ・郵便で税務署に送付
- ・鹿嶋市役所や大野出張所へ作成済申告書を持参
- ・e-Tax(電子申告) など

判定結果 B

市民税・県民税の申告義務はありませんが、行政サービスを受ける場合には、市民税・県民税の申告が必要になります。下記のいずれかの方法で市民税・県民税申告を行ってください。

1. 鹿嶋市役所で市民税・県民税の申告をする。

会場や日程については、「確定申告・住民税申告に関するお知らせ」をご確認ください。

※大野出張所での申告相談は行っておりません。

作成済申告書の預かりのみ(2月16日(金)～3月8日(金)まで)になります。

2. 郵送で市民税・県民税申告書を送付する。

〒314-8655 鹿嶋市平井 1187-1 鹿嶋市役所 税務課宛

判定結果 C

市民税・県民税の申告の必要はありませんが、下記に該当する方は申告が必要になる場合があります。

※ 申告を行わなくても、事業所より市役所に提出される「給与支払報告書」により市民税・県民税が決定されます。

ただし、扶養控除や医療費控除などの所得控除の追加や修正が必要な場合は市民税・県民税の申告をする必要があります。(所得税の還付申告を受ける場合は確定申告が必要になります。)また、給与と年金の両方の所得がある場合は、確定申告書の提出が必要になる場合があります。

判定結果 D

市民税・県民税の申告の必要はありません。

判定結果 E

市民税・県民税の申告が必要です。

※ 計算した結果、所得税が発生した場合は **A** となります。

※ 市民税・県民税が非課税の場合は **B** となります。